

# 身体的拘束等の適正化のための指針

## 訪問看護ステーションほおむ・幌向

### 1、施設、事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束はご利用者の生活の自由を制限することで、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケア実践に努めることにより、利用者へのサービスの質向上を図ります。

### 2. 身体拘束廃止に向けて

#### 1) 指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

＜身体拘束その他利用者の行動を制限する具体的行為の例＞

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベットに体幹や四肢をひもで縛る。
- ・転落しないようにベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないようにベットを柵（再度レール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ・車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防ぐような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、ベットなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ・自分の意思で開けることができない居室などに隔離する。

#### 2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

＊ 身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

### 3. 身体拘束廃止に向けた基本方針

#### 1) 身体拘束の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### 2) やむを得ず身体拘束を行なう場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束等適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行い、早期に拘束を解除すべく努力していきます。

#### 3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者等の主体の行動・尊厳ある生活に努めます
- ②言葉や応対等で、利用者等の精神的な自由を防げないよう努めます
- ③利用者等の思いをくみ取り、利用者の移行に沿ったサービスを提供し、多職種協働でここに応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者等の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に防げるような行為は行

いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は身体的拘束等適正化検討委員会において検討します。

- ⑤安易に「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返り、利用者等に主体的な生活を送って頂けるよう努めます。

#### 4. 身体的拘束拘束の適正化のための対策を検討する委員会（以下身体的拘束等適正化検討委員会）の設置

##### ＜設置及び目的＞

身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざる得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の介助の方法などを検討する委員会を3ヵ月に1回開催すると共に、従業者に周知徹底を図り、今後の再発防止に繋げていきます

##### ＜身体的拘束等適正化検討委員会の構成員と役割＞

管理者：身体拘束適正化検討委員会の統括管理、現場における諸課題の統括責任を担う。

看護師：管理者を補佐し、身体拘束委員会の運営を担い、身体拘束廃止に向けた学習企画をする

1) 医師との連携、施設、事業所における医療行為の範囲の整備

2) 拘束がもたらす弊害を正確に理解し、利用者の尊厳を守るケアを実践する。

3) 利用者の疾病、傷害等の行動特を理解し、利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアの実践に努める。利用者とのコミュニケーションを十分に取る。記録の整備。

##### ＜委員会開催の頻度＞

年に2回以上開催

#### 5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

##### ＜身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針＞

身体的拘束等が必要と考えられた場合は、速やかにその状況と背景等について身体的拘束等適正化検討委員会責任者（管理者）へ報告します。

##### ＜相談・報告体制に関わる事項＞

報告を受けた責任者は委員会を開催し、身体的拘束等の適正性と適正化策（拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスク等）について検討し、緊急・やむを得ない場合と判断され身体的拘束等を行なう場合は、例外3原則、切迫性・非代替性・一次性の3要素すべてを満たしているかどうか確認します。

その場合は、別紙「身体拘束に関する説明書（記録1）」を用いて、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討確認し、本人・家族へ説明し確認同意を頂きます。

また定期的に委員会を開催し、日々の心身の状態などの観察した内容やケアの方法などについて報告し、改めて身体的拘束の解除に向けた検討を行ないます。その内容については別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（記録2）」に記載します。尚、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合は本人・家族に報告し、内容を記録しておくと共に、その記録を2年間保存し、行政による指導監査が行われる際に提示できるようにします。

##### ＜事例の集計分析とその効果についての評価＞

委員会で議論し対応した事例については、定期的に集計し分析します。その分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果などを取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討します。報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。また適正化策を講じた後に、その効果について評価します。それらの内容については、委員会記録に残し、2年間保存します。

#### 6. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止、人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を実施します。

##### 1) 年に2回以上の職員研修を開催

身体的拘束等の適正化の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発すると共に適正化の徹底をめざします。定期的な教育（年に2回以上）を開催します。

##### 2) 新入職員への研修

新入職員へ本指針について説明し、身体拘束廃止マニュアルや取り組みについて説明し、身体拘束廃止に向けた研修を行います。

##### 3) 研修の実施内容についての記録

上記実施した学習・研修については、記録として2年間保存します。

#### 7. 利用者・家族に対する本指針の閲覧に関する基本指針

本指針は求めに応じていつでも職員、利用者及びご家族が自由に閲覧できるよう当該施設の見やすい場所に掲示します。

## 8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

各地区社会福祉協議会や老人福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修会には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

### 附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。